

○国土交通省令第 号

倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第六条第一項第四号の規定に基づき、並びに同法第七条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定を実施するため、倉庫業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

倉庫業法施行規則の一部を改正する省令

倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(権限の委任) 第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 令第二条第一項の規定により国土交通大臣の権限を行う地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)は、次のとおりとする。</p> <p>一 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号。以下「法」という。) 第三条、法第四条第一項、法第五条、法第六条第一項、同条第二項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)、法第七条第三項及び第四項(法第四条第一項第一号又は第二条第一項第三号に係る場合に限る。)、法第八条第一項及び第二項、法第十三条第一項、同条第四項(法第十九条第三項において準用する場合を含む。)、法第十五条、法第十七条第三項、法第十九条第一項及び第二項、法第二十条、法第二十一条第一項、法第二十二条並びに法第二十四条に規定する権限にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長(以下「所轄地方運輸局長」という。)</p> <p>二 法第七条第一項、同条第二項において準用する法第五条及び法第六条、法第七条第三項及び第四項(法第四条第一項第一号並びに第二条第一項第二号及び第三号に係る場合を除く。)並びに法第十二条第二項に規定する権限にあつては、当該倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長</p> <p>三 法第七条第三項及び第四項(第二条第一項第二号に係る場合に限る。)に規定する権限にあつては、当該営業所の所在地を管轄する地方運輸局長</p> <p>四(七) (略)</p>	<p>(権限の委任) 第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 令第二条第一項及び第三項の規定により国土交通大臣の権限を行う地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)は、次のとおりとする。</p> <p>一 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号。以下「法」という。) 第三条、法第四条第一項、法第五条、法第六条第一項、同条第二項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)、法第七条第三項及び第四項(法第四条第一項第一号又は第二条第一項第三号に係る場合に限る。)、法第八条第一項及び第二項、法第十三条第一項、同条第四項(法第十九条第三項において準用する場合を含む。)、法第十五条、法第十七条第三項、法第十九条第一項及び第二項、法第二十条、法第二十一条第一項、法第二十二条並びに法第二十四条並びに第二十四条第二項及び第三項に規定する権限にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長(以下「所轄地方運輸局長」という。)</p> <p>二 法第七条第一項、同条第二項において準用する法第五条及び法第六条に規定する権限、法第七条第三項及び第四項に規定する権限(法第四条第一項第一号並びに第二条第一項第二号及び第三号に係る場合を除く。)並びに法第十二条第二項に規定する権限並びに第二十四条第四項に規定する権限にあつては、当該倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長</p> <p>三 法第七条第三項及び第四項(第二条第一項第二号に係る場合に限る。)に規定する権限並びに第二十四条第五項及び第六項に規定する権限にあつては、当該営業所の所在地を管轄する地方運輸局長</p> <p>四(七) (略)</p>

(削る)

(書類の經由等)

第一条の二 (略)

2 (略)

3 第二十四条第一項の届出であつて国土交通大臣にするものは、当該届出に係る料金の適用される倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長を経由してしなければならない。ただし、当該倉庫の所在地が二以上の地方運輸局(運輸監理部を含む。以下同じ。)の管轄区域(近畿運輸局にあつては、神戸運輸監理部の管轄区域を除く。以下同じ。)にわたるときは、所轄地方運輸局長を経由してしなければならない。

4～6 (略)

第一条の三 次に掲げる申請、届出又は報告(以下この条において「申請等」という。)であつて地方運輸局長にするものは、当該各号に定める運輸支局等がある場合は、その長を経由してすることができる。

一 (略)

二 法第七条第一項の申請、同条第三項の届出(法第四条第一項第一号並びに第二条第一項第二号及び第三号に係る場合を除く。)、第四条の三第一項の確認の申請及び第二十四条第四項の届出 当該倉庫の所在地を管轄する運輸支局等

三～七 (略)

2・3 (略)

(野積倉庫)

八 第二十四条第一項に規定する権限にあつては、当該届出に係る料金の適用される倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長(当該料金の適用される倉庫の所在地が二以上の地方運輸局(運輸監理部を含む。以下同じ。)の管轄区域(近畿運輸局にあつては、神戸運輸監理部の管轄区域を除く。以下同じ。)にわたるときは、所轄地方運輸局長)

(書類の經由等)

第一条の二 (略)

2 (略)

3 第二十四条第一項の届出であつて国土交通大臣にするものは、当該届出に係る料金の適用される倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長を経由してしなければならない。ただし、当該倉庫の所在地が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、所轄地方運輸局長を経由してなければならない。

4～6 (略)

第一条の三 次に掲げる申請、届出又は報告(以下この条において「申請等」という。)であつて地方運輸局長にするものは、当該各号に定める運輸支局等がある場合は、その長を経由してすることができる。

一 (略)

二 法第七条第一項の申請、同条第三項の届出(法第四条第一項第一号並びに第二条第一項第二号及び第三号に係る場合を除く。)及び第二十四条第四項の届出 当該倉庫の所在地を管轄する運輸支局等

三～七 (略)

2・3 (略)

(野積倉庫)

第三条の七 (略)

2 野積倉庫に係る施設設備基準は、第三条の三に定めるもののほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 国土交通大臣が定める防犯上有効な設備を有していること。

四 (略)

(水面倉庫)

第三条の八 (略)

2 水面倉庫に係る施設設備基準は、第三条の三に定めるもののほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 国土交通大臣が定める防犯上有効な設備を有していること。

(危険品倉庫)

第三条の十 危険品倉庫は、別表に掲げる第七類物品、危険物（消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七項の危険物をいう。同表において同じ。）（同法第九条の四第一項の指定数量未満のものに限る。）又は高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガスをいう。同表において同じ。）（同法第三条第一項第八号に掲げるものに限る。）を保管する倉庫とする。

(変更登録の申請等)

第四条 (略)

2 (略)

3 前項（第一号に係る部分に限る。）の場合において、当該倉庫について、法第四条第一項の登録若しくは法第七条第一項の変更登録が過去二年以内に行われている場合又は第四条の三第四項の規定により有

第三条の七 (略)

2 野積倉庫に係る施設設備基準は、第三条の三に定めるもののほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 国土交通大臣の定めるところにより照明装置が設けられていること。

四 (略)

(水面倉庫)

第三条の八 (略)

2 水面倉庫に係る施設設備基準は、第三条の三に定めるもののほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 国土交通大臣の定めるところにより照明装置が設けられていること。

(危険品倉庫)

第三条の十 危険品倉庫は、別表に掲げる第七類物品を保管する倉庫とする。

(変更登録の申請)

第四条 (略)

2 (略)

(新設)

効な確認書が交付されている場合であつて、これらの申請の際に提出された書類（国土交通大臣が定めるものに限る。）の内容に変更がないときは、その旨を示すことをもつて当該書類の提出に代えることができる。ただし、地方運輸局長は、特に必要があると認めるときは、当該書類を提出すべきことを命ずることができる。

4 前項の規定により変更登録の申請が行われたときは、当該申請に係る倉庫の施設及び設備は、当該変更登録において、第四条の三第一項の特定施設設備基準に適合しているものとみなす。

（倉庫の基準適合確認）

第四条の三 倉庫の所有者は、当該倉庫の施設及び設備が第三条の三から第三条の十二までに定める施設設備基準（国土交通大臣が定めるものを除く。以下「特定施設設備基準」という。）に適合しているかどうかについて、当該倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長に確認を求めることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、法第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した確認申請書を前項の地方運輸局長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、第二条第二項第一号に掲げる書類（国土交通大臣が定めるものを除く。）を添付しなければならない。

4 第一項の地方運輸局長は、同項の確認の申請があつた場合において、当該倉庫の施設及び設備が特定施設設備基準に適合していることを確認したときは、確認書を交付しなければならない。

5 前項の確認書の有効期間は、二年とする。

6 第一項の地方運輸局長は、同項の確認を受けた倉庫について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該確認を取り消すことができる。

一 当該倉庫の施設又は設備が特定施設設備基準に適合していないと認めるとき。

二 当該倉庫の所有者が偽りその他不正な手段により当該確認を受け

（新設）

（新設）

たとき。

(料金の届出等)

第二十四条 倉庫業者は、その営業に係る倉庫保管料及び倉庫荷役料その他の営業に関する料金を定め又は変更したときは、料金の設定又は変更後三十日以内に、次に掲げる事項を記載した倉庫料金届出書を、国土交通大臣が登録の権限を有する倉庫業に係る場合にあつては国土交通大臣に、地方運輸局長が登録の権限を有する倉庫業に係る場合にあつては当該料金の適用される倉庫の所在地が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたる場合にあつては、所轄地方運輸局長)に提出しなければならない。

一(三) (略)

2 倉庫業者(法人に限る。)は、その役員を変更したときは、その日から三十日以内に、氏名等及び変更に係る役員の氏名を記載した役員変更届出書に、当該変更に係る役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書を添付して、これを所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

3 発券倉庫業者は、第十条第二項第四号の倉庫証券の様式を変更をしたときは、その日から三十日以内に、氏名等を記載した倉庫証券様式変更届出書に、新旧倉庫証券の様式を添付して、これを所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

4 倉庫業者は、その営業に使用する倉庫の火災、損壊その他倉庫に関する重大な事故が発生した場合においては、当該事故の発生後二週間以内に、氏名等及び発生した事故の概要を記載した事故届出書を当該倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

5 倉庫業者は、毎四半期(四月を起算月とする毎三箇月を一の四半期とする。)ごとの期末倉庫使用状況を記載した期末倉庫使用状況報告書(第八号様式)並びに受寄物入出庫高及び保管残高を記載した受寄物入出庫高及び保管残高報告書(第九号様式)を、当該四半期の経過後三十日以内に当該倉庫業者の営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に

(料金の届出等)

第二十四条 倉庫業者は、その営業に係る倉庫保管料及び倉庫荷役料その他の営業に関する料金を定め又は変更したときは、料金の設定又は変更後三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した倉庫料金届出書を国土交通大臣又は地方運輸局長に提出しなければならない。

一(三) (略)

2 倉庫業者(法人に限る。)は、その役員を変更したときは、その日から三十日以内に、氏名等及び変更に係る役員の氏名を記載した役員変更届出書に、当該変更に係る役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書を添付して、これを地方運輸局長に提出しなければならない。

3 発券倉庫業者は、第十条第二項第四号の倉庫証券の様式を変更をしたときは、その日から三十日以内に、氏名等を記載した倉庫証券様式変更届出書に、新旧倉庫証券の様式を添付して、これを地方運輸局長に提出しなければならない。

4 倉庫業者は、その営業に使用する倉庫の火災、損壊その他倉庫に関する重大な事故が発生した場合においては、当該事故の発生後二週間以内に、氏名等及び発生した事故の概要を記載した事故届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

5 倉庫業者は、毎四半期(四月を起算月とする毎三箇月を一の四半期とする。)ごとの期末倉庫使用状況を記載した期末倉庫使用状況報告書(第八号様式)並びに受寄物入出庫高及び保管残高を記載した受寄物入出庫高及び保管残高報告書(第九号様式)を、当該四半期の経過後三十日以内に地方運輸局長に提出しなければならない。

<p>提出しなければならない。</p> <p>6 発券倉庫業者は、前年四月一日から三月三十一日までの期間における倉庫証券の流通高がある場合にあつては、倉庫証券発行回収高及び流通高報告書（第十号様式）を、毎年四月三十日までに当該発券倉庫業者の営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。</p> <p>7 第二項の届出については、第一条第三項第一号、第一条の三第一項第一号及び本条第三項の規定にかかわらず、一本化省令の定めるところによることができる。</p> <p>別表</p> <p>第一類物品（第六類物品）（略）</p> <p>第七類物品 危険物（消防法第九条の四第一項の指定数量未満のものを除く。）及び高圧ガス（高圧ガス保安法第三条第一項第八号に掲げるものを除く。）</p> <p>第八類物品（略）</p>	<p>6 発券倉庫業者は、前年四月一日から三月三十一日までの期間における倉庫証券の流通高がある場合にあつては、倉庫証券発行回収高及び流通高報告書（第十号様式）を、毎年四月三十日までに地方運輸局長に提出しなければならない。</p> <p>7 第三項の届出については、第一条第三項第一号、第一条の三第一項第一号及び本条第三項の規定にかかわらず、一本化省令の定めるところによることができる。</p> <p>別表</p> <p>第一類物品（第六類物品）（略）</p> <p>第七類物品 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条の危険物及び高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガス</p> <p>第八類物品（略）</p>
--	--

附 則

この省令は、公布の日から施行する。